

国内募集型企业旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

第1項 募集型企业旅行契約

- この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」という)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企业旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書及び当社旅行業約款募集型企业旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。
- この契約に定めのない事項については、当社約款および法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社は、法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結ぶ場合があります。その場合は、その特約が優先します。

第2項 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 当社又は当社受託旅行業者(以下「当社ら」という)にて所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- 当社らは電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。
- 募集型企业旅行契約は、当社らから契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。但し、通信契約の場合は、第19項によります。

第3項 お申込み条件

- 20才未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- 特定のお客様を対象とした旅行又は特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能・その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 最少催行人員は、お申し込み商品によって異なります。パンフレットに明示された最少催行人員をご確認ください。
- 身体に障がいをお持ちの方・健康を害している方・妊婦中の方などは、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な処置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行などを条件とさせていただきます。ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他、当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

第4項 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

第5項 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方は大人代金、満6才以上12才未満の方は子供代金を適用します。但し、6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・寝具等必要な場合は子供代金を適用します。
- 旅行代金は、コース毎に表示しておりますので、出発日や利用人数等でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第11項の「取消料」、第12項の「違約料」及び第18項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

第6項 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金。(注釈のない限り普通席となります)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料。
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料。
- その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。
※上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第7項 旅行代金に含まれないもの

- 第6項のほかは旅行代金に含まれません。

第8項 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

第9項 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知します。

第10項 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

第11項 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

	取消・変更日	取消・変更料
	a. 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	b. 20日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては10日目)【αを除く】	旅行代金の20%
	c. 7日目にあたる日以降の解除【βを除く】	旅行代金の30%
	d. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	e. 旅行開始日当日の解除【fを除く】	旅行代金の50%
	f. 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 旅行代金が期日までに支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

第12項 お客様による旅行契約の解除

1 旅行開始前

- お客様は、前項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします。
- お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第18項の1で掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - 第9項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社は、本項1-(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項1-(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻いたします。

2 旅行開始後

- お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責任に帰さない事由により、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。
- 本項2-(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻いたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合において、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻いたします。

第13項 当社による旅行契約の解除

1 旅行開始前

- お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社は本項1-(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項1-(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

2 旅行開始後

- 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 本項2-(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。
- 本項2-(1)のa.c.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- 当社が本項2-(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

第14項 添乗員

- 添乗員の同行の有無は、パンフレットに明示いたします。
- 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- 添乗員が同行しない場合は、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン・券類をお渡しいたします。よって、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 本項4の場合、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

第15項 当社の責任及び免責事項

- 1 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 2 手荷物について生じた本項1の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- 3 お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は本項1の責任を負いません。
 - (1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (2) 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (3) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - (4) 自由行動中の事故
 - (5) 食中毒
 - (6) 盗難
 - (7) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・道路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

第16項 特別補償

- 1 当社は前項1に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- 2 お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金及び見舞金を支払いません。
- 3 当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン券・航空券・パスポート・免許証・査証・預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 4 当社が本項1に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

第17項 お客様の責任

- 1 お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2 お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- 3 お客様は、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万が一フレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又は申込店に申し出なければなりません。
- 4 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。

第18項 旅程保証

- 1 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項3で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当社に第15項1の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - (1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - f. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - g. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - h. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
 - (2) 第12項及び第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - (3) フレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- 2 本項1の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に15%を乗じて得た額を上限とします。また一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 3 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載の旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
6	契約書面に記載した宿泊機関の客室種類・設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
7	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2)「旅程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えた上で、適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「旅程表」の記載内容との間又は「旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) 3又は4に掲げる変更に係る運送期間が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4) 4に掲げる運送期間の会社名の変更については、等級又は設備の高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5) 4又は6に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。
- (注6) 7に掲げる変更については、1から6の料金を適用せず、7の料率を適用します。

第19項 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)から、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件に、旅行のお申込みを受け場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取扱いの加盟店特約を締結していない場合や、業務上の理由等で、当該取扱ができないこともあります。又、受託旅行者によってはお取扱いきない場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。
- 1 お申込みの際し、「カード名」「会員番号(クレジットカード番号)」「カードの有効期限」等を、当社にお申し出いただきます。
 - 2 旅行契約は、その他の通信手段によるお申込みの場合、当社が受託する旨の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。通信契約における「カード利用日」とは会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除のお申出があった日」となります。
 - 3 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第11項1の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

第20項 個人情報の取り扱い

- 1 当社らは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするため、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- 2 当社及び当社のグループ企業は、各企業が「取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- 3 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

第21項 その他

- 1 お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- 2 事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

第22項 募集型企画旅行約款

- この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)をご希望の方は、ご請求ください。

第23項 旅行条件・旅行代金の基準

- この旅行条件と旅行代金の基準日は、当該旅行パンフレット及びホームページに明示した日となります。

旅行企画・実施

佐渡汽船株式会社

(新潟県知事登録旅行業第2-167号)

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9番1号

(一社)全国旅行業協会正会員